ジャー炊飯器	一　最大炊飯容量 二　区分名（産業用のもの、電子回路を有さないもの及び最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のものを除く。三から八までにおいても同じ。） 三　蒸発水量 四　年間消費電力量 五　一回当たりの炊飯時消費電力量 六　一時間当たりの保温時消費電力量 七　一時間当たりのタイマー予約時消費電力量 八　一時間当たりの待機時消費電力量 九　使用上の注意
電子レンジ（定格高周波出力が一キロワット以下のものに限る。以下同じ。）	一　外形寸法 二　加熱室の有効寸法 三　区分名（ガスオーブンを有するもの、業務の用に供するために製造されたもの、定格入力電圧が二百ボルト専用のもの、庫内高さが百三十五ミリメートル未満のもの及びシステムキッチンその他のものに組み込まれたものを除く。四から七までにおいても同じ。） 四　電子レンジ機能の年間消費電力量 五　オーブン機能の年間消費電力量（オーブン機能を有するものに限る。） 六　年間待機時消費電力量 七　年間消費電力量 八　使用上の注意
電気コーヒー沸器	一　種類 二　保温装置の有無 三　最大使用水量 四　使用上の注意
電気ポット	一　定格容量 二　使用上の注意
電気ホットプレート	一　プレート 二　使用上の注意
電気ロースター	一　種類 二　焼き網の寸法 三　使用上の注意
電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る。以下同じ。）	一　定格内容積 二　消費電力量 三　外形寸法 四　使用上の注意
換気扇（プロペラ形の羽根を有するものに限る。以下同じ。）	一　羽根の大きさ 二　風量 三　使用上の注意
電気洗濯機（水槽を有するものに限る。以下同じ。）	一　標準使用水量（洗濯、すすぎ、脱水の各工程のうちいずれか二つの工程又は各工程の手操作を伴わず自動移行する電気洗濯機に限る。） 二　外形寸法 三　使用上の注意
電気掃除機（真空式のものであって、電源として電池を使用しないものに限る。以下同じ。）	一　吸込仕事率 二　質量（使用中本体が移動可能のものに限る。） 三　使用上の注意
電気かみそり	一　電源方式 二　充電時間（充電式のものに限る。） 三　乾電池の種類及び数（乾電池を使用するものに限る。） 四　使用上の注意
電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー	一　種類 二　定格容量 三　使用上の注意
卓上スタンド用蛍光灯器具（机等に取り付ける構造のものを除く。以下同じ。）	一　用途及び照度 二　蛍光ランプの形式 三　全光束 四　消費電力 五　エネルギー消費効率 六　使用上の注意

別表第二（第二条関係）

一　エアコンディショナー

（一）　冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）における日本工業規格Ｂ八六一五―一（エアコンディショナー―第一部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）及び日本工業規格Ｃ九六一二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント以内（電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内）とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

（二）　区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。